

## モバイルレジ 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(1/2)

(1) 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

株式会社NTTデータ(東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル)

(2) 電子決済等代行業者の権限に関する事項

当社は、電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、金融機関を代理する権限を有しません。

(3) 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

日本マルチペイメントネットワーク運営機構 マルチペイメントネットワーク収納機関規約(収納企業編)  
第2条の2第2項に定める通りとします。

参照URL:[https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku\\_songaibaishojoko.html](https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku_songaibaishojoko.html)

(4) 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

株式会社NTTデータ モバイルレジ問合せ窓口

[mobileregiall@kits.nttdata.co.jp](mailto:mobileregiall@kits.nttdata.co.jp)

(5) 法第52条の61の4 第1項第2号に掲げる登録番号

関東財務局長(電代)第116号 (2023年6月1日登録)

(6) 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

利用者から当社に対してお支払頂くべき手数料はありません。

(7) 法第二条第二十一項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合において、  
同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

(1)GS1-128シンボル(コンビニ収納用バーコード)の場合は30万円

(2)eL-QRコード(地方税統一QRコード)の場合は999万9,999円

(1)および(2)のいずれにおいても、利用者が金融機関においてこれより低い上限金額の設定を行っている場合はその金額となります。

(8) 利用者との間で継続的に電子決済等代行業に該当する行為を行う場合における、契約期間及びその中途での  
解約時の取扱い

該当ございません。

## モバイルレジ 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(2/2)

### (9) 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得する旨の記述

該当ございません。

### (10) 金融機関との契約内容

株式会社NTTデータ(以下、「当社」といいます。)は、銀行法等に基づく電子決済等代行業者であり、利用者がPay-easyを利用した場合について、法令の定めに従い当社と各金融機関との間で契約を締結しておりますので、その内容を以下のとおり公表いたします。なお、契約締結している金融機関の一覧は以下URLのリンク先のとおりとします。

<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/finantial.html>

### (11) 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における、当該損害についての金融機関等と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める「収納機関規約(収納企業編)」の定めに従うものとします。具体的には以下URLリンク先の第2項のとおりとします。

[https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku\\_dendaigyosha.html](https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku_dendaigyosha.html)

### (12) 当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に金融機関等が行うことができる措置に関する事項

当社は電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める「マルチペイメントネットワーク情報セキュリティ基本方針」、その他同運営機構所定の規則(具体的内容は、以下URLリンク先の第4項のとおりとします。)に定める措置を行うものとします。

[https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku\\_dendaigyosha.html](https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku_dendaigyosha.html)

当社が当該措置を行わない場合に金融機関等が行うことができる措置は、上記URLリンク先の第4項のとおりとします。

### (13) 当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済等代行業を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに金融機関等が行うことができる措置に関する事項

当社は、当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済等代行業を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、当該電子決済等代行業再委託者をして、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める「マルチペイメントネットワーク情報セキュリティ基本方針」、その他同運営機構所定の規則(具体的内容は、以下URLリンク先の第4項のとおりとします。)に定める措置を行わせるものとします。

[https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku\\_dendaigyosha.html](https://www.jampa.gr.jp/company/kiyaku_dendaigyosha.html)

当社が当該措置を行わない場合に金融機関等が行うことができる措置は、上記URLリンク先の第4項のとおりとします。